

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約書

排出事業者： 安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）と、

処分業者：_____（以下「乙」という。）は、

業務名： 天日乾燥汚泥収集運搬及び処分業務（増間浄水場） について、

甲の事業場：南房総市増間 523 番地 から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり業務委託契約を締結する。

第1条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

なお、本業務の具体的な実施方法は、設計図書（仕様書を含む。）の定めによるものとする。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限: _____

許可の有効期限: _____

事業範圍：

事業範圍：

許可の条件: _____

許可の条件: _____

許可番号: _____

許 可 番 号: _____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限: _____

許可の有効期限: _____

事業範圍：

事業範圍：

許可の条件:

許可の条件:

許 可 番 号:

許 可 番 号:

処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

〔特管〕

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬及び処分に関する種類、数量及び委託単価

種類：汚泥 _____

数量：80 t/年(見込) _____

単価(税抜)：_____ 円/t _____

※記載されている数量は見込であり、この数量を保証するものではない。

3 （輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること。)

①輸入廃棄物：無

②輸入廃棄物：有 _____

4 （処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称：_____

所在地：_____

処分の方法：_____

施設の処理能力：_____

5. （最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6. (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第3版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ 委託する産業廃棄物に特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第2項に規定する第1種指定化学物質(同法第5条第1項の規定により第1種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第1種指定化学物質に限る。)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- ク その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器

等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれが

ある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2に定める事由その他法令に基づく事由が生じたときは、直ちに当該委託に係る業務を一時停止し、法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理状況を把握する等、法第12条の3第8項に定める措置を講ずるとともに、乙が適切に処理を行えるようになるまでの間、乙に対し新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。

2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県館山市館山 1564-1
安房郡市広域市町村圏事務組合
理事長 森 正 一 印